【R7.4.1以降の転入者の方】岡崎市UIJターン就業・起業者移住費補助金　対象者チェックリスト

移住元に関する条件			
□			岡崎市に住民票を移す直前の10年間のうち通算５年以上「東京23区に在住」又は「東京圏（注1）に在住し東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）」をしていたこと。 ※東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年限を上限（ただし、高等専門学校は２年を上限）として対象期間とすることができる。
□			岡崎市に住民票を移す直前に連続して１年以上「東京23区内に在住」又は「東京圏に在住し東京23区への通勤」をしていたこと。 ※東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す３ケ月前までを当該１年の起算点とすることができる。
移住先に関する条件			
□			岡崎市に転入したこと。
□			補助金の申請時において、転入後１年以内であること。
□			補助金の申請日から５年以上、岡崎市に継続して居住する意思を有していること。
その他			
□			暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
□			日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
□			申請者は、過去10年以内に申請者として補助金を受給していないこと。ただし、補助金を全額返還した場合を除く。
□			その他愛知県又は岡崎市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。
就業に関する要件（注2）			
一般の場合（注３）	□		勤務地（就業場所）が岡崎市に所在すること。
	□		転入日時点で満50歳以下であること。
	□		就業先が、愛知県又はその他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
	□		週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、県実施要領に定める移住支援金対象法人等又は愛知県以外の都道府県が移住支援金対象としている法人等に就業し、申請時において当該法人等に就業していること。
	□		求人への応募日が、マッチングサイトに求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
	□		当該法人等に、補助金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。
	□		転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
専門人材の場合（注３）	□		プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用していること。
	□		勤務地（就業場所）が岡崎市に所在すること。
	□		週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
	□		当該法人等に、補助金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。
	□		転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
	□		目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
テレワークに関する要件（注2）			
□			所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
□			地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等　から当該移住者に資金提供されていないこと。
□			所属先企業において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者としてテレワークにより就業していること。
起業に関する要件（注2）			
□			あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（※以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。
□			起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から１年以内であること。
□			転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以後であること。
関係人口に関する要件（注2）			
□			転入日時点で満50歳以下であって、岡崎市の他の移住・就労に関する補助金の交付を受けていないこと。
□			愛知県内に１年以上居住経験があこと又は転入する日の属する年度の前３年間において１回以上、岡崎市に対してふるさと寄附金による寄附を行い、体験型の返礼品を選択したことがあること。
就業の場合	いずれかに該当	□	農林水産業に就業したこと。
		□	家業等に就業したこと。
		□	経済産業大臣が定める伝統的工芸品又は愛知県が定める郷土伝統工芸品を営む事業所へ就業したこと。
		□	岡崎市で運営する移住相談窓口「もりまっち」の相談窓口で1回以上移住相談（受付カードを作成されていること）を実施し、岡崎市で定める中山間地域へ移住し、かつ岡崎市の事業所に就労したこと。ただし、官公庁等への就業でないこと。
	□		勤務地（就業場所）が岡崎市に所在すること。
	□		週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
	□		当該就業先に、補助金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。
	□		転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
	□		雇用保険法（昭和49年法律第116号）第５条に規定する適用事業の事業主に就業していること。
	□		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、道場第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む中小企業者等に就業していないこと。
	□		暴力団員が役員となっている中小企業者等又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する中小企業者等に就業していないこと。
起業の場合	□		岡崎市が運営する岡崎ビジネスサポートセンターへ2回以上（うち１回は対面相談とする）起業相談を実施し、岡崎市で起業をし、岡崎市内に事業所を設置したこと。
複数人世帯に関する要件			
□			申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
□			申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
□			申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後１年以内であること。
□			申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は役員に暴力団関係者がいる法人等でないこと。

注1　東京圏とは…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の区域のうち、以下の条件不利地域を除いた区域

東京都…檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村、小笠原村

埼玉県…秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県…館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県…山北町、真鶴町、清川村

その他…平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村

注2　就業、テレワーク、起業、関係人口のいずれかに該当すること。

注3　就業の場合、一般または専門人材のいずれかに該当すること。